

問V - 6 - ①（役員に対する報酬等）

役員等報酬等支給基準について、「理事の報酬額は理事長が理事会の承認を得て定める」のような支給基準とすることは可能でしょうか。

答

- 1 公益法人の理事等の報酬等が、民間事業者の役員の報酬等や公益法人の経理の状況に照らし、不当に高額な場合には、法人の非営利性を潜脱するおそれがあり、適当ではありません。このため、理事等に対する報酬等が不当に高額なものとならないよう支給の基準を定めていることを公益認定の基準とした上（公益法人認定法第5条第13号）、当該支給基準は公表するとともに、その基準に従って報酬等を支給することを定めています（公益法人認定法第20条）。更に、この支給基準は、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法等が明らかになるよう定める必要があります（公益法人認定法施行規則第3条）。
- 2 支給基準において理事等各人の報酬額まで定める必要はありませんが、ご質問いただいたような定め方では報酬科目や算定方法が明らかにされず、認定基準を満たしていないものと考えます。
- 3 なお、理事の報酬等の支給基準ではありませんが、報酬等の額については、定款で定めていないときは、社員総会又は評議員会の決議により定めることが必要です（一般社団・財団法人法第89条）。これは、理事が自らの報酬等の額を定めることによるお手盛りを防止するためです。したがって、支給基準に則った場合であっても、理事長が理事の個々の報酬等の額を決定することは認められません。

（注）理事によるお手盛りを防止するという一般社団・財団法人法の趣旨からは、定款又は社員総会若しくは評議員会においては、理事の報酬等の総額を定めることで足り、理事が複数いる場合における理事各人の報酬等の額を、その総額の範囲内で理事会の決議によって定めることは差し支えないと解されます。